

保護者の皆様

相模原市こども・若者未来局 保育課長

新型コロナウイルス感染症の 5 類への移行に伴う保育所等の対応について（お知らせ）

日頃より、本市の教育・保育行政についてご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、5 月 8 日より、国において、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 2 類相当から季節性インフルエンザと同じ 5 類へと移行されました。

つきましては、国の決定を踏まえた保育所等の対応について、次のとおりお知らせいたします。

1 マスクの着用について

(1) お子様について

2 歳未満の児童の着用は奨められておりません。また、2 歳以上の児童についても着用を求めません。

お子様の体調等を考慮し、マスクの着用を希望される場合は、その旨を保育所等にお知らせください。また、午睡時や熱中症のリスクが高い場合、身体を動かすことの多い屋外での保育、プール活動や水遊びを行う場合は、お子様のマスクを外すこととなりますのでご承知おきください。

(2) 保護者について

着用は、個人の判断となります。ただし、保育所等から、卒園式等の行事や感染対策上等の理由により着用をお願いをさせていただく場合がありますのでご承知おきください。

2 体調不良時の対応について

お子様については、毎朝の検温や風邪症状の確認等、健康観察にご留意いただくとともに、**発熱***や呼吸器症状が認められる場合については、**登園を控えてください。**また、登園を再開する時期につきましては、解熱や呼吸器症状の改善等、お子様の健康状態について、保育所等にご連絡いただき、ご確認ください。

なお、同居のご家族（保護者・兄弟・姉妹等）に発熱等の体調不良が認められる場合であっても、保護者様がお子様の体調をご確認いただいた上、お子様本人に体調不良が認められない場合は、通常通り登園いただいて差支えございません。

※ 登園を控えることが望ましい場合

「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」より抜粋

■ 24 時間以内に 38℃以上の熱が出た場合や、又は解熱剤を使用している場合

■ 朝から 37.5℃を超えた熱があることに加えて、元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく朝食・水分が摂れていないなど全身状態が不良である場合

裏面に続く

3 感染した場合の対応について

お子様の感染が判明した場合は、発症日の翌日から5日間は、登園することができません。また、5日間が経過した場合であっても、引き続き症状が続いている場合は、症状が軽快*した後1日を経過するまでは、登園することができません。(下記「感染した場合の対応イメージ」参照)

※ 症状の軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にある状態を指します。

※ 感染した場合の対応イメージ

パターン	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目*	6日目から10日目
パターン ①	※ 5日間経過した時点で症状が続いていない場合						
	登園を控える						登園が可能
パターン ②	※ 5日間経過した時点で症状が続いている場合						
	登園を控える						症状が軽快して、24時間経過した後、登園が可能

以 上

相模原市こども・若者未来局保育課
教育・保育支援班
電話 042-769-8340